

新型コロナウイルス感染症で お困りの事業者の皆様へ

協力金・支援金

緊急事態宣言に伴う協力金や
支援金制度など

雇用維持

雇用維持のために従業員の休
業させる事業主に対し

15,000円上限の助成金
など

資金繰り支援

3年間 実質無利子で
使うことのできる融資制度
など

感染症対策

「新しい生活様式」に対応し
た事業活動を推進するための
補助金や事業転換等に使うこ
とのできる補助金など



静岡市

令和3年8月30日

事業者様向けのサポートメニューをまとめました

協力金・支援金	まん延坊伊藤重点措置に伴う休業・時短に協力	まん延防止重点措置に伴う協力金(飲食店等)	P.5
	緊急事態宣言に伴う休業・時短に協力	緊急事態宣言に伴う協力金(飲食店等)	P.6
	まん延坊伊藤重点措置に伴う休業・時短に協力	まん延防止重点措置に伴う協力金(大型施設)	P.7
	緊急事態宣言に伴う休業・時短に協力	緊急事態宣言に伴う協力金(大型施設)	P.8
	緊急事態宣言に伴う売上の減少への支援	月次支援金	P.9
	緊急事態宣言に伴う売上の減少への支援	中小企業等応援金	P.10
	緊急事態宣言に伴う売上の減少への支援	中小企業等応援金	P.11
感染症対策	飲食店店舗の感染症対策への支援	ふじのくに安心安全・認証(飲食店)制度促進事業費補助金	P.12
	企業の感染症対策への支援	中小企業事業継続計画強化事業補助金	P.13
雇用維持	従業員の雇用への支援	雇用調整助成金の特例措置	P.14-15
事業転換	事業転換したい	事業再構築補助金	P.16
	販路開拓を行いたい	小規模事業持続化補助金	P.17
資金繰り支援	融資を受けたい	静岡県制度融資 経済変動対策貸付	P.18
		新型コロナウイルス感染症対応伴走支援型特別保証制度	P.19
		再生企業支援貸付	P.20
		日本政策金融公庫生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	P.21
		日本政策金融公庫新型コロナウイルス感染症特別貸付	P.22
経営相談	経営相談をしたい	産学交流センター 窓口相談	P.23
	専門家のアドバイスを受けたい	産学交流センター 専門家派遣制度	P.24
	感染について相談したい	コロナなんでも相談ダイヤル	P.25

(まん延防止等重点措置)

—— 飲食店等協力金フローチャート ——

まん延防止等重点措置(R3.8.8～)による休業等で申請ができる支援金等の確認用フローチャートです。
詳細は問い合わせ先にご確認ください。

要請前から20時以降翌朝5時までの間に営業を行っていた飲食店等ですか？

はい

例：営業時間
11：00～22：00

いいえ

例：営業時間
11：00～18：00

8月20日から9月12日まで休業
もしくは酒類・カラオケを提
供せず、営業時間を短縮しま
すか？
(営業時間は：5：00～20：00まで)

いいえ

協力金対象外

はい

協力金対象
(R3.8/8～)

* 「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得済み（申請中であり取得が見込まれる場合を含む。）、又は、市町や業界団体等が定める取組を実施するなど感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していることなど、いくつか条件があります。
詳細は下記までお問い合わせください。

静岡県営業時間短縮要請コールセンター

【開設期間】：8/7～9/30 ※土日祝日を含む

【受付時間】：午前9時～午後5時

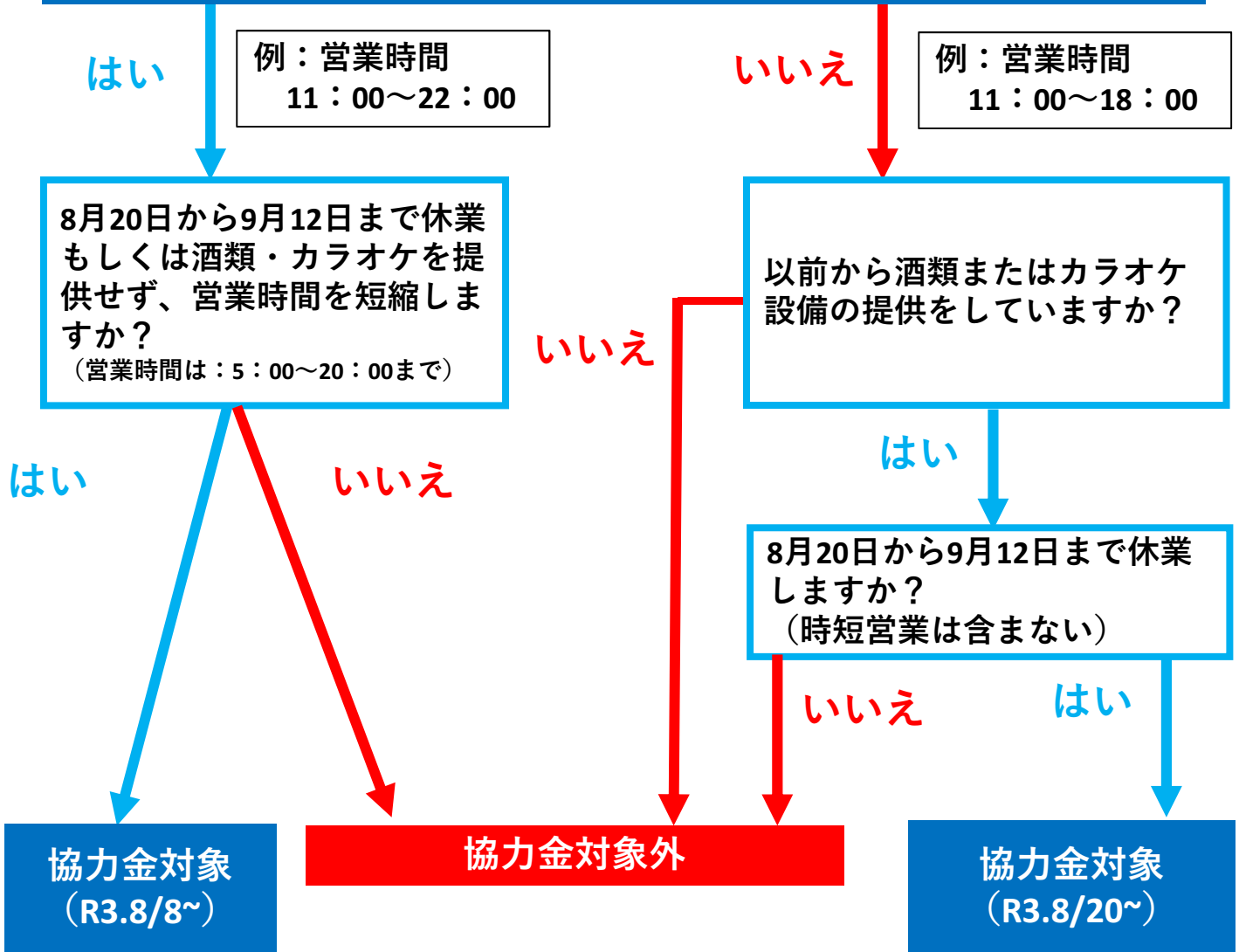
問い合わせ ▶ TEL：050-5211-6111

(緊急事態宣言)

—— 飲食店等協力金フローチャート ——

まん延防止等措置(R3.8.8～) 緊急事態宣言 (R3.8.20～) による休業等で申請ができる支援金等の確認用フローチャートです。
詳細は問い合わせ先にご確認ください。

要請前から20時以降翌朝5時までの間に営業を行っていた飲食店等ですか？



* 「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得済み（申請中であり取得が見込まれる場合を含む。）、又は、市町や業界団体等が定める取組を実施するなど感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していることなど、いくつか条件があります。
詳細は下記までお問い合わせください。

静岡県営業時間短縮要請コールセンター

【開設期間】：8/7～9/30 ※土日祝日を含む

【受付時間】：午前9時～午後5時

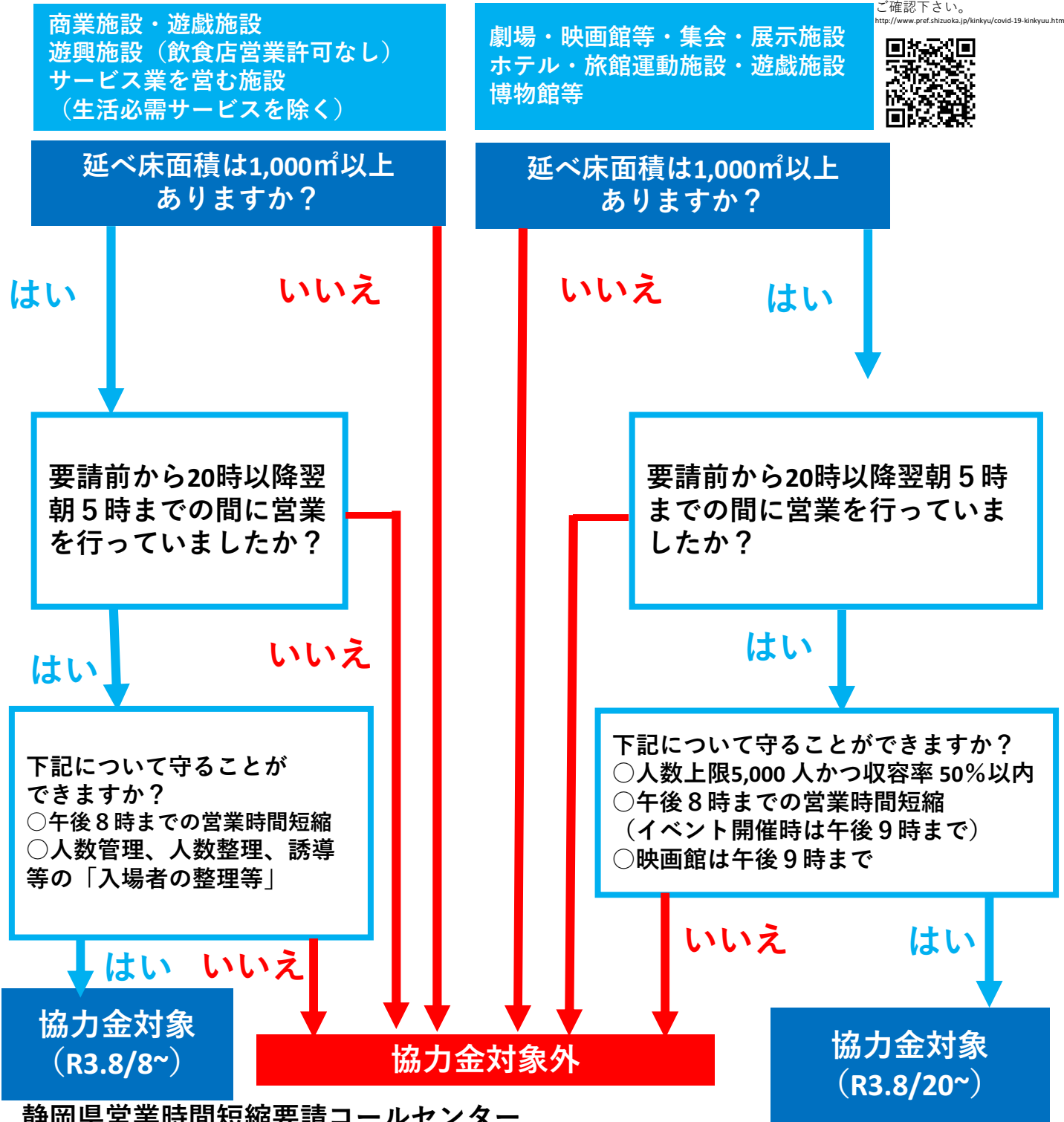
問い合わせ TEL：050-5211-6111

(まん延防止重点措置)

——大規模施設協力金フローチャート——

まん延防止等措置(R3.8.8～) 緊急事態宣言 (R3.8.20～) による休業等で申請ができる支援金等の確認用フローチャートです。詳細は問い合わせ先にご確認ください。

施設分類は静岡県HPで
ご確認ください。
<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kinkyuu.html>



静岡県営業時間短縮要請コールセンター

【開設期間】 : 8/7～9/30 ※土日祝日を含む

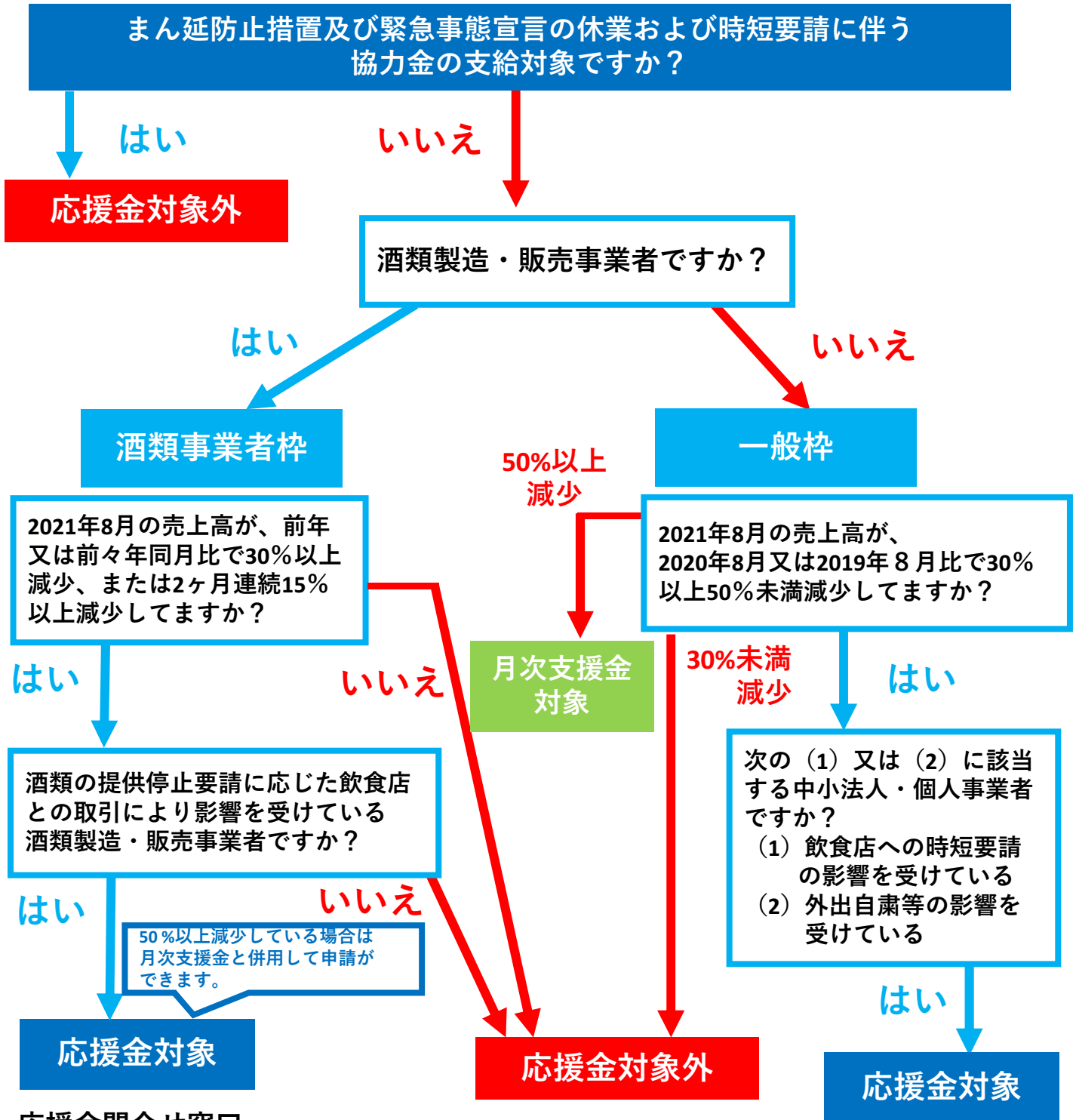
【受付時間】 : 午前 9 時～午後 5 時

問い合わせ TEL : 050-5211-6111

緊急事態宣言の条件については先
問い合わせ先でご確認ください。

—— 中小企業等応援金フローチャート ——

まん延防止重点措置及び緊急事態宣言（R3.8.20～）に伴う時短要請または外出自粛等の影響により、売上げが減少した市内中小企業向けの支援金です。
 詳細は問い合わせ先にご確認ください。



応援金問合せ窓口

【開設期間】：8/7～9/30 ※土日祝日を含む

【受付時間】：午前9時～午後5時

問い合わせ ▶ TEL：054-221-2700



まん延防止等重点措置（R3.8.8～19）による休業、営業時間の短縮要請に応じた事業者に支払われる協力金です。

対象期間

令和3年8月8日（日）～令和3年8月19日（木）まで

要請対象施設

飲食店、遊興施設、結婚式場

（食品衛生法第55条の許可を受けたもの）

対象者

対象区域内で要請に応じ、かつ下記に該当する事業者

- ・静岡市に施設を有する企業及び個人事業主
- ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

金額

【中小企業・個人事業主（売上高方式）】

事業規模（売上高）に応じて**3～10万円**

×営業時間短縮要請に協力した日数

金額についてはHP
を確認ください。

【大企業（売上高減少額方式）】※中小企業・個人事業主も選択可

事業規模（売上高減少）に応じて**0～20万円**

×営業時間短縮要請に協力した日数

※事業規模（売上高減少の額）によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。

支給条件

- ・営業時間短縮要請に応じること
 - ・**酒類の提供**（利用者の酒類の持込を含む）を**終日行わない**こと
 - ・カラオケを行う設備を提供している場合は**設備の利用を終日停止**すること（カラオケボックスを除く。）
 - ・令和3年8月6日（金）時点で対象施設を運営しており、食品衛生法第55条の許可を受けたもの
- ※令和3年4月以降、要請に伴わない休業等で全く営業実態がない場合は支給の対象となりません。
- ・感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守し、感染拡大防止の取組を実施していること



まん延防止重点措置 静岡県

お問い合わせ先

静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター

TEL: 050-5211-6111

（平日：午前9時～午後5時）

★要請に応じて休業・時短営業した事業者
緊急事態宣言に伴う協力金(飲食店等)
※詳細発表前のため、変更される可能性があります。



緊急事態宣言（R3.8.20～）による休業、営業時間の短縮要請に応じた事業者に支払われる協力金です。

対象期間

令和3年8月20日（金）～令和3年9月12日（日）まで

対象者

- ・対象区域内の施設で要請に応じた事業者
- ・対象区域に対象施設を運営する企業及び個人事業主
- ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

金額

【中小企業】

4万円～10万円(1日あたり売上高の4割) × 協力日数 (店舗あたり)

【大企業 (中小企業で希望する者を含む)】

(1日あたり売上減少額の4割) ※ × 協力日数 (店舗あたり)

※上限額は **20万円**

【飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】

2万円 /日 (1,000m² 超の場合は大規模集客施設の取扱いとなる。)

支給条件

- ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
- ・全ての期間において要請に応じていること
- ・営業時間が通常において午後8時前に終了する、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店については、休業に応じた場合に支給の対象となることに留意すること。



緊急事態宣言 静岡県

お問い合わせ先

静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター

TEL: 050-5211-6111

(平日：午前9時～午後5時)

★要請に応じて時短営業した事業者 まん延防止等重点措置に伴う協力金 (大型施設)



まん延防止等重点措置（R3.8.8～19）による休業、営業時間の短縮要請に応じた事業者に支払われる協力金です。

対象期間

令和3年8月8日（日）～令和3年8月19日（木）まで

対象施設

建築物の延べ床面積が1,000㎡を超える大規模集客施設

※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む施設を除く

対象者

- ・大規模施設運営事業者
- ・テナント事業者
- ・映画館運営事業者及び映画配給会社

金額

区分		支給額	備考
大規模施設運営事業者 (映画館運営事業者を除く)	共通	自己利用部分面積 × 20 万円 × 【短縮時間／本来の営業時間】	自己利用部分面積： 千㎡を1単位、単位未満は切捨て、千㎡未満は千㎡とみなす
	百貨店等 加算交付	テナント事業者管理に係る協力金 【テナント数+特定百貨店店舗数】 × 2千円 × 【短縮時間／本来の営業時間】	テナント数+特定百貨店店舗数が10以上存在する場合に限る
		特定百貨店店舗に係る協力金 特定百貨店店舗数 × 2万円 × 【短縮時間／本来の営業時間】	
	百貨店等以外	テナント事業者管理に係る協力金 テナント数 × 2千円 × 【短縮時間／本来の営業時間】	大規模施設内のテナント(特定百貨店)が10店以上の場合に追加で支給
	自己利用部分	上記「共通」と同じ	
大規模施設である映画館の運営事業者 加算交付	スクリーンに係る協力金 常設スクリーン数×2万円 × 【上映できなかった回数／上映予定であった回数】		
	映画配給会社向け協力金 常設スクリーン数×2万円 × 【上映できなかった回数／上映予定であった回数】		映画館の運営事業者が配給会社もまとめて申請し、交付される
テナント事業者 (特定百貨店店舗を除く)		店舗等面積 × 2万円 × 【短縮時間／本来の営業時間】	店舗等面積： 百㎡を1単位、単位未満は切捨て、百㎡未満は百㎡とみなす

支給条件

- ・営業時間の短縮要請に応じること
- ・飲食を提供する場合は、酒類の提供を行わないこと
- ・申請する区画（スペース）が営業時間短縮要請に伴う飲食店等への協力金を申請又は受け取っていないこと
- ・感染防止対策の業種別ガイドライン等を遵守し、感染拡大防止の取組を実施していること ほか



まん延防止重点措置 静岡県

お問い合わせ先

静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター

TEL: 050-5211-6111

(平日：午前9時～午後5時)



緊急事態宣言（R3.8.20～）による休業、営業時間の短縮要請に応じた事業者に支払われる協力金です。

対象期間

令和3年8月20日（金）～令和3年9月12日（日）まで

対象施設

大規模な集客施設（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの場合は、営業時間短縮要請の対象外）

対象者

- ・対象区域内の施設で要請に応じた事業者
- ・対象区域に対象施設を運営する企業及び個人事業主
- ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

金額

- ・大規模施設：自己利用部分面積1,000m²毎に20万円/日×（（短縮した時間）/（本来の営業時間））×協力日数
- ・テナント：自己利用部分面積100m²毎に2万円/日×（（短縮した時間）/（本来の営業時間））×協力日数
- ・映画館：2万円×/日×（（上映できない本数）/本来の上映本数））×常設スクリーン数×協力日数

支給条件

- ・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じていること



緊急事態宣言 静岡県

お問い合わせ先

静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター

TEL: 050-5211-6111

（平日：午前9時～午後5時）



月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を支給します。

対象期間

令和3年6月16日（水）～

対象者

・対象措置に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※

※ 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。

・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること※2

※2 店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。事業者の全ての売上減少が必要で特定の店舗・事業のみ売上減少要件を満たしていても給付要件を満たしません。

金額

【中小法人】上限**20**万/月 【個人事業者等】上限**10**万/月

2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上

対象業種

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

- ・日常的に訪れるお店
- ・教育関連の事業者
- ・医療・福祉関連の事業者
- ・文化・娯楽関連の事業者
- ・旅行関連の事業者

先事業者と取引がある全国の事業者
(他社を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

- ・経営コンサルタントや士業等専門サービスを提供する事業者・教育関連の事業者
- ・システム開発などのITサービスを提供する事業者
- ・映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- ・飲料や食料品の卸売を行っている事業者



月次支援金

お問い合わせ先

月次支援金事務局 相談窓口
TEL:0120-211-240

IP電話等からのお問い合わせ
TEL:03-6629-0479

★要請の影響を受け売上が30～50%減少した事業者
★酒類製造・販売事業者

支援金

静岡県 中小企業等応援金



緊急事態宣言、まん延防止等重点措置による飲食店への休業及び営業時間の短縮要請又は外出自粛等の影響により、売上が減少した中小企業等の事業継続を幅広く支援するため、国の月次支援金に県独自の要件緩和や酒類事業者への上乗せを行うものです。

対象者

【一般枠】

2021年8月・9月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少していて、次の①又は②に該当する中小法人・個人事業者

- ①飲食店への時短要請の影響を受けているもの
- ②外出自粛等の影響を受けているもの

【酒類提供枠】

2021年8月・9月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上減少又は、2か月連続15%以上減少していて、酒類の提供停止要請に応じた飲食店との取引により影響を受けている酒類製造・販売事業者

※一般枠と酒類事業者枠の併用はできません。

金額

【一般枠】

中小法人：上限10万円

個人事業者：上限5万円

【酒類提供枠】

・売上減少30%～50% ※1

中小法人：上限20万円

個人事業者：上限10万円

・売上減少50%～70%

中小法人：上限20万円

個人事業者：上限10万円

・売上減少70%～90%

中小法人：上限20万円

個人事業者：上限10万円

・売上減少70%～90%

中小法人：上限20万円

個人事業者：上限10万円

※1 2か月連続15%以上減少した場合は1月あたり30%減少したとみなす



中小企業 応援金 静岡県

お問い合わせ先

応援金問い合わせ窓口

TEL: 0120-880-380

(午前9時～午後5時：土日・祝日含む)

★要請の影響を受け売上が30～50%減少した事業者

静岡市事業者応援金

※協力金受給者を除く

支援金

- ◆ 制度の詳細、申請手続きなどについては現在検討中です。
- ◆ 9月中旬から下旬には公表予定で、本ホームページ等でお知らせします。

令和3年8月及び9月に発出された「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」による
①飲食店への休業要請や営業時間短縮要請等の影響、又は
②外出自粛等の影響
に伴い売上が減少している市内の中小法人・個人事業者を緊急的に支援するため、静岡県の「中小企業等応援金」に協調し、県上乗せを行う「事業者応援金」を支給します。

対象者

静岡市内に本店又は主たる事務所のある中小法人※・個人事業者
※中小法人…資本金等が10億円未満又は資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人。

対象要件

静岡県の実施する「中小企業等応援金」の受給者であること
(市応援金の支給申請前に県応援金の交付決定を受けている必要があります。)
※ただし、「酒類事業者枠」受給者については、売上減少割合30%以上50%未満の者に限る。

支給額

「本年8月又は9月の売上減少額から県の応援金を引いた額」又は下記「交付上限額」のいずれか低い方の額が支給されます。
交付上限額 中小法人:上限10万円/月 個人事業主:上限5万円/月

《支給イメージ》

- 【事例①】対象月（本年8月又は9月）の売上減少額が、25万円の中小法人。
 $25万円 - 10万円（県応援金） = 15万円 > 10万円（市応援金交付上限額）$
交付上限額の方が額が低いので、10万円を支給。
- 【事例②】対象月の売上減少額が、16万円の中小法人。
 $16万円 - 10万円（県応援金） = 6万円 < 10万円（市応援金交付上限額）$
売上減少額から県応援金を引いた額の方が低いので、6万円を支給。
- 【事例③】対象月の売上減少額が、10万円の中小法人。
 $10万円 - 10万円（県応援金） = 0万円 < 10万円（市応援金交付上限額）$
売上減少額から県の応援金を引いた額が0万円となるので支給されない。

支給対象月

令和3年8月及び9月の計2回



中小企業 応援金 静岡市

お問い合わせ先

静岡市 経済局 商工部
産業政策課

TEL: 054-354-2185
(平日：午前8時30分～午後5時15分)



ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得した施設又は認証の見込みのある施設

対象店舗

- ・ 認証施設等の感染防止対策のために要した経費であって次の（１）～（３）までのうち静岡県知事がみとめるもの。
 - （１）設備の購入費用。修繕費用
 - （２）リース料金（前払い金を除く）
 - （３）消耗品の購入費用
- ・ 令和2年1月6日（月）から、交付申請の日と令和3年12月31日（金）とのいずれか早い日までの日付で支払いを行ったもの

補助額

上限額算定面積	補助上限額
200㎡未満の施設	100千円
200㎡以上400㎡未満の施設	200千円
400㎡以上の施設	300千円

対象経費の実支出額（当該対象経費に対して他の制度によって交付された補助金その他の収入または収入見込みがある場合は、その金額を控除した額）と補助上限額を比較して、いずれか少ない額

提出期限

令和4年1月21日（金）（消印有効）



ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業

その他

ふじのくに安全・安心認証を令和3年8月31日までに申請した静岡市の事業者は1店舗当たり5万円もらえる報奨金の対象となりますので併せて申請ください。



静岡市保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保険衛生医療課 TEL：221-1549



飲食店 報奨金 静岡市

問い合わせ・申込

<お問い合わせ先>

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局 TEL: 0570-020-112



「新しい生活様式」に対応した事業活動を推進するため、BCP等に基づいて新型コロナウイルス感染防止対策設備の設置や店舗の改修等を行う事業者に対して補助金を交付します。

申請期間

令和3年8月2日（月）～予算がなくなり次第終了

対象者

静岡市内に事業所を有する中小企業または小規模事業者
※令和2年度に当補助金の交付を受けた事業者は対象外です。

補助限度額

100万円 費用の1/2
(小規模事業者に該当する場合は2/3)

補助対象経費

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に対応したBCP等に基づいて行う対策に伴う以下ア及びイの費用

※申請の前に実施した事業に関しては支払いができません。

アBCP等の策定・改定又は意見聴取など、専門家の活用により発生する報償費等

イ策定・改定したBCP等に基づき実施される対策経費

- ① 専門家活用経費
- ② 消毒用設備設置経費
- ③ 飛沫感染対策経費
- ④ 換気設備設置経費
- ⑤ その他設備改修経費



例) 消毒用・飛沫感染防止用・換気用設備の導入経費
店舗のレイアウト変更や個室化などに要する経費

申請方法

HPで掲載している必要書類を静岡市産業振興課へ提出



事業継続 補助金 静岡市

<お問い合わせ先>

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 工業振興係 TEL:354-2058



新型コロナウイルス感染症の影響で、従業員を休業させ、休業手当を支払う事業者への支払われる助成金です。

特例以外の雇用調整助成金	コロナ特例
特例以外の場合の 雇用調整助成金	令和3年5月1日から令和3年9月30日まで 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主	以下の条件をすべて満たす事業主 ●新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ●最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比 5%以上 減少している(※) <small>※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。</small> ●労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める (緊急雇用安定助成金)
助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業)	助成率4/5 (中小)、2/3 (大企業) 解雇等を行わず、雇用を維持している場合 9/10 (中小) 3/4 (大企業) <small>緊急事態宣言・まん延防止等重点措置区域での時短や休業に協力する飲食店等については助成率を10/10へ引き上げ</small>
日額上限額8,330円	日額上限額13,500円 <small>緊急事態宣言・まん延防止等重点措置区域での時短や休業に協力する飲食店等については助成上限額を1人1日当たり15,000円へ引き上げ</small>
計画届は事前提出	計画届は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数1年100日 3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20 (中小)、1/15 (大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40 (中小)、1/30 (大企業)
残業相殺	
教育訓練が必要な被保険者に対する 教育訓練 助成率2/3 (中小) 1/2 (大企業) 加算額1,200円	助成率4/5 (中小)、2/3 (大企業) 解雇等を行わず、雇用を維持している場合 10/10 (中小) 3/4 (大企業) 加算額2,400円 (中小)・1,800円 (大企業)
出向期間要件 3か月以上1年以内	緊急対応期間に開始した出向については 出向期間要件 1か月以上1年以内



雇用調整助成金

お問い合わせ先

静岡労働局【葵区・駿河区】
【清水区】TEL: 054-238-8605
054-351-8609



新事業展開や業務転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

申請期間

第3回 7月30日～9月21日 第4回 10月上旬開始予定

補助対象経費

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

申請方法

GビズIDプライムを利用した電子申請

[事業再構築補助金HP \(jigyousaikouchiku.go.jp\)](http://jigyousaikouchiku.go.jp)

1. 通常枠

対象者

1. (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。

(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。

2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。

3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

補助限度額

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業（卒業枠）	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業（通常枠）	100万円以上8,000万円以下	1/2 (4000万円超は1/3)
中堅企業 (グローバルV字回復枠)	8,000万円超1億円以下	1/2

2.緊急事態宣言特別枠

対象者

通常枠の対象者1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～8月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。
※売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助限度額

	補助金額	補助率
従業員5人以下	100万円以上500万円以下	中小企業3/4 中堅企業2/3
従業員6～20人	100万円以上1,000万円以下	
従業員21人以上	100万円以上1,500万円以下	

3.最低賃金枠

NEW!

対象者

通常枠の対象者1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること。
※売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可

補助限度額

	補助金額	補助率
従業員5人以下	100万円以上500万円以下	中小企業3/4 中堅企業2/3
従業員6～20人	100万円以上1,000万円以下	
従業員21人以上	100万円以上1,500万円以下	

4.大規模賃金引上枠

NEW!

対象者

通常枠の対象者1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助限度額

	補助金額	補助率
従業員101人以上	8,000万円以上1億円以下	中小企業2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業1/2 (4,000万円超は1/3)



事業再構築 補助金

<お問い合わせ先>

事業再構築補助金事務局コールセンター

TEL：ナビダイヤル 0570-012-088 IP電話用 03-4216-4080

★販路開拓に取り組む小規模事業者 小規模事業持続化補助金

通常枠

低感染リスク型



販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。
今年度は低感染リスク型ビジネス枠を創設し補助金額が100万円(3/4)となります。

申請期間

第3回～9月8日（水）締め切り 第4回11月10日締め切り

対象者

小規模事業者（詳細はHPを参照）

補助限度額

	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
補助金額 (上限)	50万(全体の2/3)	100万円(3/4)

通常枠

販路開拓等（または業務効率化）の取組みを支援。

低感染リスク型 ビジネス枠

小規模事業等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組みを支援。

補助対象経費

令和元年度参考(変更になる可能性があります)

販路開拓等（または業務効率化）の取組みを実施したことに要する費用

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費
⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金
⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費

※低感染リスク型は③はオンライン展示会に限定し、④は除く

申請方法

GビズIDプライムを利用した電子申請



小規模 補助金

<お問い合わせ先>

静岡商工会議所
TEL:054-253-5111
静岡市葵区黒金町20-8

静岡県連合会商工会
TEL:054-255-9811
静岡市葵区追手町44-1

静岡県制度融資経済変動対策貸付
(新型コロナウイルス感染症対応枠)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業向けの
県制度融資です。

項目	内容								
資金使途	設備資金・運転資金								
融資要件	新型コロナウイルス感染症の影響により下記のとおり売上が減少する事業者。(県内にて原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる者に限る) ・直近1か月間の売上高が前年同月比5%以上減少 ・今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少することが見込まれる中小企業者								
融資限度額	8,000万円								
融資期間	10年以内(据置期間:設備3年以内、運転2年以内)								
融資利率	普通保証・セーフティネット5号保証 : 1.40% セーフティネット4号保証・危機関連保証 1.30% *ただし3年間は利子分を静岡市が補填するため実質 3年無利子 (注:普通保証は市の利子補給の対象外です)								
保証料率	<table><tbody><tr><td>普通保証</td><td>0.28%~1.20%</td></tr><tr><td>セーフティネット5号</td><td>0.58%</td></tr><tr><td>セーフティネット4号</td><td>0.60%</td></tr><tr><td>危機関連保証</td><td>0.80%</td></tr></tbody></table>	普通保証	0.28%~1.20%	セーフティネット5号	0.58%	セーフティネット4号	0.60%	危機関連保証	0.80%
普通保証	0.28%~1.20%								
セーフティネット5号	0.58%								
セーフティネット4号	0.60%								
危機関連保証	0.80%								
取扱期間	令和2年4月28日~令和4年3月31日(予定)								



静岡県 経済変動

<お問い合わせ先>

借り入れ相談

県内金融機関

制度問い合わせ

静岡県商工金融課

TEL: 054-221-2513

セーフティネット問い合わせ・市利子補給

静岡市 産業振興課 TEL: 054-354-2232

新型コロナウイルス感染症対応 伴走支援型特別保証制度



一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たし他中小企業者等が金融機関による継続的な伴走支援をけること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」です。

項目	内容
資金用途	新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる事業資金（運転・設備・借換）
対象者	セーフティネット保証4号・5号保証、危機関連保証のいずれかを取得した個人事業主、小・中規模事業者 セーフティネット保証4号・5号保証、危機関連保証は、各市町で認定申請を行う必要があります。 売上高減少要件：15%以上減少 （セーフティネット保証4号・5号保証、危機関連保証共通）
保証限度額	4,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	【セーフティネット保証4号・危機関連保証】 基準金利1.97%、利子補給率0.47%、 融資利率1.50% 【セーフティネット保証5号】 基準金利2.07%、利子補給率0.47%、 融資利率1.60%
保証料率	0.2%
その他条件	経営行動計画を作成し、金融機関が伴走支援
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日



伴走支援型特別保証制度

<お問い合わせ先>

借入れ相談

県内金融機関

制度問い合わせ

静岡県商工金融課 TEL:054-221-2513

セーフティネット問い合わせ

静岡市 産業振興課 TEL: 054354-2232

再生企業支援貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)



県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、認定支援機関（産業競争力強化法第134条の認定支援機関）の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方向けの融資制度です。

（国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を付すものに限る。）

項目	内容
資金使途	事業再生の計画等の実施に必要な資金 （協会の保証付き融資を本資金で借換えする場合を含む。）
対象者	県内において、原則として一年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うもの。
保証限度額	8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	【責任共有の保証制度を利用する場合】 基準金利2.07%、利子補給率0.47%、 融資利率1.60% 【責任共有外の保証制度を利用する場合】 基準金利1.97%、利子補給率0.47%、 融資利率1.50%
保証料率	0.2%



再生企業支援貸付

<お問い合わせ先>

借入れ相談

県内金融機関

制度問い合わせ

静岡県商工金融課 TEL:054-221-2513

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

項目	内容		
	衛生環境激変対策特別貸付	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス対策衛経
資金使途	設備資金・運転資金（コロナの影響により必要となる資金に限る）		
融資要件	新型コロナウイルス感染症の影響により 申請時の前月売上高△5%以上減少していること		
融資限度額	別枠1,000万円 （旅館業別枠3,000万円）	8,000万円 （利下げ限度額6,000万円）	別枠1,000万円
融資期間	運転：15年以内 （据置期間：5年以内） 設備：20年以内 （据置期間：5年以内）	運転：15年以内 （据置期間：5年以内） 設備：20年以内 （据置期間：5年以内）	
融資利率	基準金利変更なし 振興計画の認定を受ける 基準金利－0.9%	基準金利 融資後3年目までは 基準金利－0.9% （1.21→0.31%）融資後4年目以降は基準金利	
	事業者は金融機関に利子を支払った後、政府の指定する実施機関から利子補給の受け取りが可能 （3年間実質無利子）		



日本政策金融公庫 融資

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫事業相談ダイヤル

TEL: 0120-154-505



新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業向けに、日本政策金融公庫にて、融資を実施しています。

項目	内容		
資金使途	設備資金・運転資金		
融資要件	新型コロナウイルス感染症の影響により 申請時の前月売上高△5%以上減少していること		
融資限度額	国民生活事業	中小企業事業	
	8,000万円 (無利子上限4,000万円)	6億円 (無利子上限2億円)	
融資期間	運転：15年以内（据置期間：5年以内） 設備：20年以内（据置期間：5年以内）		
融資利率	基準金利 3,000万を限度として融資後3年目までは 基準金利－0.9% 融資後4年目以降は基準金利	基準金利 1億円を限度として融資後3年目までは 基準金利－0.9% 融資後4年目以降は基準金利	
	事業者は金融機関に利子を支払った後、政府の指定する実施機関から利子補給の受け取りが可能 (3年間実質無利子)		
	対象事業者	小規模事業者※1	中小企業者
	個人	要件無し	売上高 ▲20% 以上
	法人	売上高 ▲15% 以上	売上高 ▲20% 以上
	※1 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員※2が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 ※2 労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」		



日本政策金融公庫 融資

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 静岡支店
静岡市葵区黒金町59-6大同生命静岡ビル

国民生活

TEL: 254-4411

中小企業

TEL-254-3631



新型コロナウイルス感染症の影響で起きた課題をはじめ、経営面での課題について中小企業診断士に無料で相談することができます。

予約制



資金繰りなど財務面でアドバイスを受けない



融資を検討しているが、返済面などがあるので専門家に相談したい



コロナ禍で事業を転換したいのでアドバイスを受けない

相談日

月曜日～土曜日（祝日を除く）

時間

（月～金）13:00～19:00（土）10:00～17:00

申込方法

静岡市産学交流センターHP内にあるお問い合わせフォームより予約を行ってください。



B-nest

窓口相談

問い合わせ・会場



<会場>

（月～金）B-nest 産学交流センター6階
（土曜日）静岡市立御幸町図書館 5階

<問い合わせ先>

B-nest 静岡市産学交流センター
TEL:054-275-1655

<住所>

静岡市葵区御幸町3-21
JR静岡駅より徒歩5分 新静岡駅より徒歩1分



事業の課題に対し、専門家からアドバイスを受けることができます。

こんなことが
相談できます



マーケティング戦略のアドバイスを受けたい



新メニューを開発するにあたり、専門家から
アドバイスを受けたい



感染対策について専門家の助言を仰ぎたい

対象者

- ①静岡市在住の具体的な創業計画をもつ方・経営基盤の向上に意欲ある静岡市内で事業を営む中小企業者であること
- ②課題・問題意識が明確であり、専門家との日程調整や課題・問題解決に積極的に取り組むことができる静岡市内の創業又は中小企業者であること
- ③専門家派遣による支援効果が十分に期待できること

派遣について

- <回数>最大**5回** <期間>**3月末までに派遣完了**すること
<助言時間>**1回3~4時間**程度

派遣専門家

当センターに登録された専門家の中から要請者が指名または当センターが候補者を選定します。

費用負担

専門家に支払う「**謝金1回あたり(30,000円) + 交通費**」の**1/3**を負担していただきます。※消費税別途

納入方法・納入先等は、派遣決定後、別途ご案内します。



B-nest

専門家派遣

問い合わせ・申込



<申込・問い合わせ先>

B-nest 静岡市産学交流センター
TEL:054-275-1655

<住所>

静岡市葵区御幸町3-21
JR静岡駅より徒歩5分 新静岡駅より徒歩1分



新型コロナウイルスに関わる心配ごとなどの相談を、関係部署におつなぎします。



感染の不安など健康や医療に関すること



経営課題があり、相談したいが、どこに相談してよいかわからない

電話番号

0570-08-0567

主な相談

受付時間 9：00～20：00 (年中無休)

- 体調に不安があり、病院にかかるべきか悩んでいる
- 事業課題について相談をしたいが、どこに電話すればいいかわからない
- 感染防止対策や市の方針など詳しく聞きたい。



コロナなんでも相談ダイヤル